

村上市さんぽく会館条例

別表（第7条関係）

使用料

利用施設	利用区分	午前	午後	夜間	1日
		午前8時30分～ 正午	正午～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前8時30分 ～午後10時
集会室		1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
料理実習室		500円	500円	500円	1,500円
その他の室		500円	500円	500円	1,500円

備考

- 1 図書室及び談話室の利用については、この表を適用しないものとする。
- 2 利用時間は、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 個人又は市外の者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 4 営利又は営業上の目的で利用する場合は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 5 冷暖房設備を利用したときは、次に掲げるところにより実費相当額の冷暖房料を徴収する。この場合において、冷暖房設備の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
 - ・普通ストーブ 1台1時間につき 50円
 - ・集中冷暖房 1室1時間につき 150円(ただし、集会室にあっては、室料の1.3倍に相当する額とする。)